

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第

卷四十三第

行發日一月六年七和昭

論叢

租稅賦課機關の問題

法學博士 神戸 正雄

利子に關する試論

文學博士 高田 保馬

國民所得の分配の型を論ず

經濟學博士 汐見 三郎

魚食論

法學博士 財部 靜治

時論

思想對策批判

經濟學博士 石川 興二

研究

集團に就いて

經濟學士 蜷川 虎三

支那國民經濟序説

經濟學士 大上 末廣

說苑

外米關稅の外米市價に及ぼす影響

經濟學士 八木芳之助

松江藩の人蔘專賣と維新後の處分

經濟學士 堀江 保藏

婚姻率の自律性に就いて

經濟學士 三谷 道麿

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

本誌第三十四卷總目錄

（禁轉載）

婚姻率の自律性に就いて

三谷道麿

婚姻率に於ける變動は、其の原因の如何を問はず、其れ自身、婚姻率を平均的高さに還元せんとする作用をなす。今假りに是を婚姻率の自律性と名づける。

婚姻率の動搖が種々の原因に依つて生ずる事は、今更論するまでもないが、婚姻数の増加に依つて上昇した婚姻率は、其の上昇した事に依つて次に來る可き婚姻率の低下を豫想せしむる。換言すれば、婚姻率に於ける上昇は、其れ丈で既に婚姻率下降の原因である。何故かなら婚姻率の上昇は、この場合必然に婚期にある人口數を減少せしめ、従つて婚姻率低下の原因となるからである。同様に、婚姻數の減少に依つて低下した所の婚姻率は、其れ自體婚姻率上昇の原因である。何となれば、低下した婚姻率が結婚せんとする男女の數を増加せしめ、この事は必然に次に來る可き婚姻率

婚姻率の自律性に就いて

の上昇を期待せしむるからである。即ち、婚姻率に於ける動搖は常に是を反對の方向に動かさんとする要素を、其れ自身の中に含んで居る。而して婚姻率の動搖が、其れ自身を反對の方向に動かさんとする力は、動搖の強さと、時間とに正比例する。即ち、婚姻率の動搖が強ければ強い程、長ければ長い程——勿論増加か減少か一方的に——是を反對の方向に動かさんとする力も亦強い。従つて婚姻率は、是を動かす社會的諸原因と、婚姻率の變動自身が持つ矛盾した力とが相殺された或は共働した點に定まり、其の動搖は常に平均的高さを中心として繰り返され、長期に亙つて定まつた方向を取り得ないといふ結論に到達する。

今或る社會の婚姻率が著るしく上昇したと假定する。この高い婚姻率が二年或は三年續けば、其の社會の婚姻可能人口は著るしく減退して他の凡ての事情が尙ほ婚姻率を高からしむる様作用するとしても、結婚す可き男女數の減少から來る壓迫は、必らずや婚姻率を低下せしむるであらう。あだかも反對に、引續く婚

婚姻率の減退は漸次婚期にある男女數を増加せしめ、結局は凡ゆる結婚に伴ふ困難を打破しても尙ほ結婚せんとする者の増加となり、斯くの如くにして低い婚姻率は必然に婚姻率上昇の原因となる。この場合婚姻率上昇、或は低下の程度が大であればある程、長ければ長い程、反動としての低下、或は上昇が決定的となる事も亦明瞭である。

二

以上述べたるが如き婚姻率の自律性を最もよく説明するものは、バイエルンの婚姻率である。バイエルンに於ける婚姻率は左の如き數字を示して居る。

Königreich Bayern の婚姻率¹⁾

| 婚姻率 | 婚姻率 |
|------|------|
| 一八六〇 | 一八七〇 |
| 一八六一 | 一八七一 |
| 一八六二 | 一八七二 |
| 一八六三 | 一八七三 |
| 一八六四 | 一八七四 |
| 一八六五 | 一八七五 |
| 一八六六 | 一八七六 |
| 八・四 | 八・三 |

右の表の觀察に當つては、Bayern に於ける貧乏人の自由な結婚が法律の規定に依つて禁止された事²⁾、及び其れが一八六二年五月に大臣の決定に依つて一部解除され、一八六八年四月一六日全く撤廢された事を知らねばならぬ³⁾。即ち一八六〇年以前の低い婚姻率は（一八四一—一八六〇の平均は六・五%）Mombert も云へる如く²⁾、明かに法律の制限に依るものであり、従つて一八六三年以後は幾分増加し一八六九年即ち、制限撤去の翌年に異常の高率（一二・四%）を示して居る。斯くの如きは勿論一時的現象であつて其の後は著るしく低下したが、恰も普佛戦争後の繁榮に會して一八七二年以後數ヶ年繼續した高率を維持した。従つて一八七六年以後の婚姻率の低下は、假令經濟的不況が存在しなかつたとしても當然起る可かりしものと考へる。

1) Statistik des Deutschen Reichs, N. F. 44, 1892.
 2) Mombert: Studien zur Bevölkerungsbewegung in Deutschland. S. 45, 46.
 3) Bertillon: La Dépopulation de la France, p. 79.

然しながら一八八〇年以後の婚姻率が、一八六〇年以前の其れに復歸しなかつた事、或は逆に、一八六〇年以前の婚姻率が、法律の制限があつたとしても、異常に低く結局獨逸の平均⁴⁾或は、一八八〇年以後の婚姻率程度に上昇し得なかつたといふ事は、婚姻率の自律性とは全く相容れない現象である。何となれば、法律の制限が婚姻率を低下せしめたとしても、其の低下自身の原因となつて法律の制限下に於ても尙ほ婚姻率を高からしめた筈だからである。

この事は婚姻率の自律性にとつては根本的に重要な問題であるが、尠なくとも二つの觀點から説明し得られると信ずる。

A 或る種の制限に依つて起る婚姻率の低下は、結局婚姻の延期に起因するが、この延期は死亡、其の他の理由に依り中止に到る場合の存在する事。

B 内縁關係の存在

婚姻を制限する種々の原因が存在する場合に、婚姻率の必然的反撥を主張する根據は、婚姻の延期が結局

婚姻率の自律性に就いて

制限の壓迫を排して結婚に誘く可能性を信ずるに在るが、婚姻の延期が、其の間種々の原因に依つて結局婚姻の不可能を生ずる機會を残す事は、婚姻を制限する原因の存する場合の婚姻率を比較的に低からしむる理由となる。更に Bayern に於けるが如き場合には、法律に依る婚姻の制限が自然内縁關係を多からしめて婚姻率を低下せしむる事は見易い所である。即ち、一八六八年を境とする Bayern の私生率は左の如くである。⁵⁾

Bayern の私生率(100の出生に對して)

| 私生率 | 私生率 |
|------|------|
| 一八五五 | 三・五 |
| 一八六六 | 三・八 |
| 一八六七 | 三・一 |
| 一八六八 | 三・〇 |
| 一八六九 | 二・九 |
| | 一七・九 |
| | 一七・四 |
| | 一三・一 |

| Bayern | Preussen |
|---------|----------|
| 一八五二—六〇 | 三・九 |
| 一八六一—七〇 | 二・一 |
| 一八七一—八〇 | 一三・三 |
| | 七・六 |

右の表に依れば、法律の規定が婚姻を制限したる時

4) 1841—1860.....7.93%
5) Statistik des Deutschen Reichs, N. F. 44.

代に於ては、其の私生率極めて高く、従つて内縁關係の比較的多き事を證明するが、更に一八七〇年以後假令 Preussen との比較に於ては尙ほ著るしく高いとしても、異常な低下を示す事は、内縁關係の減退、従つて婚姻率の上昇を明かに説明するものと信ずる。

斯くて、一八六〇年以前の Bayern の婚姻率が異常に低かつた事も、決して婚姻率の自律性を否定するものではなく、吾々は、婚姻率の動搖が結局は婚姻率の自律性に依る制限を脱し得ない事を知る。

以上述べたるが如き婚姻率の自律性は、婚姻率に特有のもので人口の他の二つの現象即ち、出生率及び、死亡率に就いては全く考へられない。従つて是等三つの人口現象が長期間の推移に於て結局如何なる差異を示すか、極めて興味ある問題である。

註、婚姻率の自律性を論ずる場合、婚姻率變動の原因を看過し得るかは疑問である。婚姻率に影響する凡ての原因が考慮の必要な事は明瞭である。只人口の年齢構成の變化から来る婚姻率の動搖は問題となり得るが如くである。然しながら、或る社會の全人口の年齢構成は、婚姻率に對して原因的要素であると同時に、其れは又婚姻率

を原因とする結果でもあり得る。従つてこの間の因果關係は極めて複雑であり、理論の紛糾を來すのみで到底正確な結論を得難いと信ずるが故に、今は凡て考慮の外に置く。

三

婚姻率の動搖は結局其の自律性に依つて制限さるゝが故に、久しきに亙つて増加或は減退の一方に偏した動きを示し得ない所以を説いた。然るに死亡率に於ては、人間が不老不死でない限り最低限の存在する事は否定出來ないとしても、其の點に至るまでは急激に或は緩漫に、減退の一途を辿る事は容易に想像し得られる。即ち死亡率に於ては直接是が増加を目的とする原因は存在しないが、更に人類は是が低下に對して不斷の努力を拂ふであらうから。従つて婚姻率と死亡率とは其の長期に亙る變動に於ては全く相異なる態様を示す可きであり、只死亡率が漸減してほば其の最低限に接近して後始めて相似たる経過を示すに到るであらう。⁷⁾

他方出生率は、近代文明國の殆んど凡てに於て一樣に著るしい減退傾向を示して居る。而して出生率には其の變動を必然的に規制する何等の原因も存在しな

6) 自然増加を無視すれば天壽七十歳として全人口が天壽を全うする社會の死亡率は14.3%である。
 7) 1913年諸國の死亡率の中低きものを挙げれば% Denmark. 12.5 Norwegen. 13.2 Schweden. 13.7 England and Wales 13.8 Schweiz 14.3 Deutsches Reich 15.0 (但し凡て死産を含まず)

い。従つて是を減少せしむ可き原因の存在する限り出生率は無限に減退するであらう。死亡率に見るが如き最低限も亦こゝには存在しないのである。但し是が増加を否定し得べき理論的根據も亦發見し得ない。兎に角出生率は是を動かす社會的原因に依つて殆んど無制限に變化し得るであらう。従つて其の變動が結局婚姻率の其れと軌を一にし得ない事は見易い所である。

斯くて三つの人口現象の中、死亡率は必然に減少す可き運命にある。是を最も明瞭に示すものは各年齢別死亡率であるが、其れは明かに減退の一途を辿つて居る。婚姻率は結局殆んど不變的である筈だ。而して出生率のみは増減何れにも動搖し得べき可能性を持つ。近世文明諸國の出生率の減退も、是が増加に轉ずる事の不可能を論證し得べくも無い。

以上私は出生、死亡及び婚姻率の變動が長期に亙る觀察に於ては必らずや異つた推移を示す可き事を論じたが、今二三の統計を擧げて是を實證し度い。先づ獨逸の統計に見る。

獨逸帝國の婚姻率は、一八七〇年代の終りより大戰

婚姻率の自律性に就いて

前に到るまで約三十餘年間殆んど變化せず、僅かに一%の動搖を然も極めて緩漫に示すに止る。一八七〇年代始めの數年間に示す婚姻率の高位は、勿論戰勝に依る結果であり、其の以前にも數度の著るしい變化を示しては居るが結局平均的高さを(一八五一—一九一三年平均は八・一三%)遠く離れ得ない事實を知る。一方獨逸の出生率は、一八七六年を境として其の前後に明瞭な傾斜を示して居る。殊に今世紀に入つて以來の減少は著るしく、一九〇一年の三五・七%が、一三年には二七・五%と殆んど半に減少して、普佛戰後の高出生率を誇つた面影を止めない。死亡率に於ける減退は更に明瞭である。即ち一八五〇年代の始め、及び一八六六年の流行病(コレラ)に依る増加を看過すれば、一八七一年を境として其の後の四十餘年間二三反撥の年はあるとしても、全く急角度の減退を示して居る。即ち獨逸の統計は婚姻率に於ける不變性を示すと共に、出生、死亡二率の變動が一方に偏し得る事を示して居る。尤も其の死亡率は殆んど最低限に接近しつゝあるが故に一九一三年以後の死亡率が著るしい變化を示し得な

かつた事は考へられるが、大戦に依る統計の中断は是が實證を將來に待たねばならぬ。

次に英吉利の統計は五ヶ年平均に於て示されるが、其の死亡率が、一八六一—六五、出生率は、十年おくれて一八七一—七五年以來例外なく減退の一途を辿つて居る。而して婚姻率は、一八七一—七五年以前の其れが比較的高い事は認められるが、結局其れが一方に偏した推移を示し得ない事を觀取するに十分な経過を呈示して居る。是等の事實は日本の統計に於ても亦同様であり、殆んど凡ての國に於て證明し得ると信ずるが、今は例證の煩を避ける。

四

以上私は、婚姻率に自律性ある事、従つて婚姻率の變動は長期に互つて觀察する限り、必らず出生、死亡二率の推移と相違せる態様を示す可き事を述べ、二三の例を擧げて結局婚姻率が著るしく不變的性質を持つ事を證明し得たと信ずる。この事は彼の人口動態の並行を説く一派の學說に對しては極めて重大な意義を持

つと考へるが、是が檢討は他の機會に譲る。

長期の觀察に於て、婚姻率が結局不變的性質を帯びる事は、婚姻率の場所的比較に著るしい差異ある事に依つて否定され得るものではない。何故かなら、婚姻率の時間的觀察と、場所的比較とは全く異つた意義を持つものであり、決して是を混同す可からざるものであるからである。或る社會の婚姻率が不變的性質を持つといふ事は、其の社會の婚姻率が、其の社會が持つ凡ての條件に依つて定まる事を前提とし、是等の條件が婚姻率の變化を結果するとしても、人類の本能的要求を基本的に變化せしめ得ない事を豫想して居る。従つて異なつた社會の異なつた條件の存在は、主として婚姻率の相違を説明しないが、社會の年齢構成の相違が根本的に婚姻率の高さを決定する事、及び事實上の婚姻が統計に現はれない場合の存在は、異なつた社會の婚姻率に著るしい相違を來す事を可能にする。其の他の凡ての婚姻率變動の原因がこの場合にも亦看過し得べき事勿論である。

8) G. Udny Yule: The Fall of the Birth-Rate. 1920. に依る